

平成28年度 第8回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成28年度第8回江田島市農業委員会議事録

|             |   |  |            |
|-------------|---|--|------------|
| 日 時         | 平成28年11月28日<br>14時00分   | 場 所  | 農村環境改善センター |
| 出席委員        | 2 小跡 孝廣<br>3 菊元 久義<br>4 西中 克弘<br>5 前田 榮子<br>6 胡子 勝弘<br>7 島本 俊明<br>8 小林 秀幸 (職務代理)<br>10 清水 正子<br>11 前城 美智男 | 12 中下 雅敏<br>13 爲廣 明法<br>14 小松 巧<br>15 下田 満<br>16 中田 光治<br>17 大段 幸雄<br>18 濱田 末夫<br>19 峯本 弥生<br>20 松岡 雄二<br>21 森本 健太郎 (会長) |            |
| 欠席委員        | 1 村上 浩司<br>9 新本 昌幸  |  |            |
| 出席者<br>総 数  | 出席委員 19名<br>欠席委員 2名   |  |            |
| その他<br>出席者  | 事務局長 松岡 弘倫<br>書 記 中下 将良   |  |            |
| 議事録<br>署名委員 | 15 下田 満<br>16 中田 光治   |  |            |
| 提出議題        | 議事<br>議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について<br>議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について<br>議案第29号 農業振興地域整備計画の変更について<br><br>協議事項  |  |            |

## 平成28年度第7回江田島市農業委員会総会次第

### 1 開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成28年度第8回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、21名中、欠席者数2名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 はい、どなたもご苦勞でございます。11月の終わりということでございますが、今年も終わろうとしているのですが、来年忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日提案いたしました案件につきましては、3条と5条と農振の変更の審議ということでございますけれども、慎重なる審議をたまわりまして、適正なるご決定を頂きたいと、このように思いますので、よろしくお願ひします。

### 2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、議事日程に基づきまして、日程第2の議事録署名者の指名につきまして連絡申し上げます。28年度第8回農業委員会の議事録署名者につきましては、15番の下田委員と、16番の中田委員にお願いすることとし、書記につきましては、松岡事務局長、中下書記を指名します。

### 3 諸 報 告

議長 続きまして、日程第3の諸報告でございますが、事務局の事務局長からお願いいたします。

事務局長 はい、特にありません。

議長 私の方から、報告事項でございますけれども、先般11月6日に江田島市の果実品評会が行われまして出席しました。11月18日には広島県農業会議の理事会が開催され、出席しました。議事事項は、農業会議の事務所移転、また、事業の中間報告などございました。一応そういうことがあったということをお報告させていただきます。

### 4 議 事

議長 それでは、さっそく、日程第4の議事に入りたいと思いますが、議案第27号の農地法第3条の規定によります許可申請につきまして事務局から説明をしてもらいます。

事務局長

関連した案件ですので、番号1と番号2を一括で説明します。

番号1。贈与人、●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。受贈人、▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、311㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「耕作上の利便性が高いため、受贈する。」という案件です。

番号2。貸人、●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。借人、▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇外1筆。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、880㎡。

申請理由は使用貸借で、借人は「耕作規模拡大のため、借り受ける。」という案件です。

以上で説明を終わります。

議長

説明しましたとおり、▲▲▲▲さんが新規農業者になられるということで、1番と2番を一括上程させていただいた訳でございますが、この農地法3条の1番と2番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員

能美町の下田です。1番と2番ですけれども、譲渡人及び貸人の●●さんは広島市に住んでおられます。この方は病弱でして、実際にはこの方のお母さんが江田島市に住んでおられて、そのお母さんが田畑を管理しているというのが現状ですが、お母さんも十分に管理ができずに、▲▲さんの土地が、●●さんの家の裏の土地なんですね。実際には▲▲さんが草を刈ったりと、いうようなことこしてこられたということです。で、譲渡の土地に関しては、お世話になっている方だから、譲渡したいということで、申し出て▲▲さんが譲り受けることになりました。また、2番の貸借関係の事ですが、▲▲さんが下限面積に満たないということで、この土地は、譲渡を受けた隣の土地なのですが、そこをまた、お借りして、合計2千㎡以上ということで、まあ、新規農業者ということで、これから農業を進めて行くということです。ご審議の程よろしく願います。

議長

ただいま説明があった訳ですが、その他にご意見、ご質問ございますか。

委員

意見・質問なしの声有り。

議長

無いようでございますので、この1番と2番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員

異議なしの声有り。

議長

それでは、全員、許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。

次をお願いします。

事務局長 番号3。贈与人、●●●●。住所、横浜市\_\_\_\_\_。受贈人、▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、江田島町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、780 m<sup>2</sup>。  
申請理由は贈与で、受贈人は「自己所有農地と一括で耕作するため、受贈する。」という案件です。  
以上で説明を終わります。

議長 それではこの3番の贈与の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 江田島町の中下です。●●さんと▲▲さんに電話連絡させていただきまして、両名からも、間違いございませんということでした。よろしくお願いします。

議長 この3番の案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いということですので、この3番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということですので、許可といたします。  
次をお願いします。

事務局長 関連した案件ですので番号4と番号5を一括で説明します。  
番号4。譲渡人、●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、江田島町\_\_\_\_\_。所在地、江田島町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況伴に畑。面積、421 m<sup>2</sup>。  
申請理由は譲渡で、譲受人は「農業経営のため、譲り受ける。」という案件です。  
番号5。貸人、■●●■。住所、江田島町\_\_\_\_\_。借人、▲▲▲▲。住所、江田島町\_\_\_\_\_。所在地、江田島町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況伴に畑。面積、2,802 m<sup>2</sup>。  
申請理由は使用貸借で、借人は「農業経営のため、借り受ける。」という案件です。  
以上で説明を終わります。

議長 それではこの4番と5番を一括上程させていただいたのは、▲▲さんが新規農業者になるということで、一括上程させていただいているところですが、この案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 江田島町の島本です。この件につきまして、4番につきましては、●●さんと▲▲さん、5番につきましては、■●さんと▲▲さんにそれぞれ確認をいたしました。場所は、4番は江田島町\_\_\_\_\_の中、ちょうど中間くらいになります。また、5番につきましては、内容は、先ほど事務局から説明があったとおりです。また、▲▲さんは広島市からの移住者で、江田島市の空き家バンク情報から、●●さん家を購入しております。

今回、申請の農地は住居の隣にあり、現在、野菜を植えるなど耕作しております。5番につきましては、農業に慣れてきたので、■●さんの土地を借りてもう少し手を広げてみたいということでございます。市の推奨しております定住促進にもつながると思います。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 この4番と5番の案件について、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この4番と5番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり

議長 全員が異議無いということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 番号6と番号7は関連した議案となっておりますので一括で説明します。  
番号6。譲渡人、●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、能美町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況伴に畑。面積、254㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人「農業経営のため、譲り受ける。」という案件です。

番号7。貸人、■●●■。住所、能美町\_\_\_\_\_。借人、▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、能美町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況伴に畑。面積、841㎡。

申請理由は使用貸借で、借人は「農業経営のため、借り受ける。」という案件です。

以上で説明を終わります。

議長 この6番と7番の▲▲さんが新規農業者になるということでございまして、一括上程させて頂いた訳でございますが、この案件について、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 能美町\_\_\_\_\_の下田です。6番から説明をさせていただきます。●●さんですが、お母さんがミカンを作られていて、今回、▲▲さんと●●さんは畑がとな

り合わせなんですけれども、一年前に除草作業をしていたところ、▲▲さんから作りたいという話があったということです。それが今回実現したということで、▲▲さんからも同じお話を聞きました。ミカンを作っていたところですけど、ミカンないし野菜も作るということでした。次に7番ですけれども、■■さんの土地を▲▲さんがお借りするという件です。■■さんと▲▲さんは、■■さんの妹さんが▲▲さんの妻であるという関係であります。それで、■■さんが高齢により耕作が困難であることから、お借りするということです。これまでも畑をときどき草刈りに来ていたという話でした。それで、今後ミカンをつくるということをお聞きしております。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 はい、それでは、この6番と7番の案件について、その他に、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この6番と7番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。

以上で議案第27号の農地法3条の審議を終わります。議案第28号の農地法第5条の規定によります許可申請につきまして、審議に入りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長 番号1。譲渡人、●●●●。住所、安芸郡海田町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、江田島町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇外1筆。地目、台帳及び現況伴に畑。面積、617㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備を設置するため、譲り受ける。」という案件です。パネル 224枚 発電量 59.36kwです。

以上で説明を終わります。

議長 この1番の案件について、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 江田島町の島本です。▲▲さんに確認を取りました。二人は叔母、甥の関係です。内容につきましては、申請に記載のとおりです。また、●●さんは市外に住んでおられて、申請地の耕作ができないため、▲▲さんに土地を譲るということです。昨年1月にも、申請地の東側に、太陽光発電設備の許可の前例がございます。以上です。ご審議よろしくお願ひします。

議長 この1番の案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この1番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。  
次をお願いします。

事務局長 番号2。譲渡人、●●●●。住所、江田島町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、江田島町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、330㎡。  
申請理由は譲渡で、譲受人は「自己居住用住宅用地として、譲り受ける。」という案件です。平屋建 建築面積は117.59㎡です。  
以上で説明を終わります。

議長 この2番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 江田島町の島本です。この2番の案件につきましては、●●さんと▲▲さんに会いまして確認をいたしました。場所は江田島町\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_干潟の南、山側へ約〇〇m入ったところで、内容につきましては、申請書に記載のとおりです。また、申請地付近には、民家が沢山建っておりまして、宅地化しているような状況です。昨年6月にも同じ筆の中で同様の案件が申請され許可の前例がございます。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは、この案件につきまして、何かご意見・ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この2番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、この2番を許可といたします。  
次をお願いします。

事務局長 続きまして、番号3と番号4は関連した案件ですので、一括で説明させていただきます。追認の案件です。



番号 3。貸人、●●●●。住所、江田島町\_\_\_\_\_。借人、株式会社▲▲ 代表取締役 ■■■■。住所、呉市\_\_\_\_\_。所在地、江田島町\_\_\_\_\_。地番、○  
○番○。地目、台帳、畑。現況、雑種地。面積、91 m<sup>2</sup>。

申請理由は賃貸借で、借人は「平成元年頃より店舗の駐車場としていたが、当時の担当者が農地転用の手続きを怠り、違法状態となっていた。この度、無断転用であることが判明したため、始末書を添付して申請する。」という案件です。

番号 4。貸人、◆◆◆◆。住所、江田島町\_\_\_\_\_。借人、株式会社▲▲ 代表取締役 ■■■■。住所、呉市\_\_\_\_\_。所在地、江田島町\_\_\_\_\_。地番、○  
○番○。地目、台帳、畑。現況、雑種地。面積、125 m<sup>2</sup>。

申請理由は賃貸借で、借人は「平成元年頃より店舗の駐車場としていたが、当時の担当者が農地転用の手続きを怠り、違法状態となっていた。この度、無断転用であることが判明したため、始末書を添付して申請する。」という案件です。

以上で説明を終わります。

議長

では、この3番と4番は、追認の案件でございますが、この案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員

江田島町の小跡でございます。3番と4番でございますが、この●●さんと◆◆さんは親子で、●●さんは息子に当たります。場所はですね、29ページと31ページの図面を見ていただけたら位置がお分かりになるかと思えます。双方の方にお聞きをしたんですけども、◆◆さんの長女が★★さんということで、この方にお聞きをしました。もう一点は、株式会社▲▲の総務課の担当者の方にお聞きしたんですが、この内容に間違いはないということで、皆様方のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長

それでは、この案件について、何かご意見、ご質問ございますか。

委員

意見・質問なしの声有り。

議長

無いようでございますので、この3番と4番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員

異議なしの声有り。

議長

では、全員可することに全員が異議が無いということでございますので、許可といたします。  
次お願いします。

事務局長

番号 5。譲渡人、●●●●。住所、能美町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲株式会社 代表取締役 ■■■■。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町\_\_\_\_\_。地番、○

○番○外 2 筆。地目、台帳、田。現況、雑種地 1 筆。面積、968 m<sup>2</sup>。地目、台帳、畑。現況雑種地 2 筆。

申請理由は譲渡で、譲受人は「会社の駐車場及び資材倉庫用地として、譲り受ける。」という案件です。

以上で説明を終わります。

議長 この 5 番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 能美町\_\_\_\_の松岡です。●●さんと▲▲株式会社の■■さんがですね、売買契約に同意されたということを確認しました。それで、実際には、現況は雑種地で、7年から8年前から駐車場及び資材倉庫で使っておられるから、これは違法転用ですよということで、以前からお願いしていたのですが、ようやく今回売買契約が成立したということで間違いありませんが、せめて、始末書をですね添付してもらいたいなというように私は思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 当初からこの土地については、駐車場とか資材倉庫用地として、無断転用しておるような状況だというような、松岡委員さんからの指摘でございますが、始末書を添付して欲しいということでございますが、皆様方どうでございますでしょうか。始末書を1通もらいますか。

委員 まあしかし、始末書1枚添付してもらおうのが、それが良いんじゃないでしょうか。

議長 従来からこのような状況があつて、松岡委員さんは指摘をして来ていたということですよ。

委員 もちろんそうです。

委員 始末書はもらっておいた方が良いでしょう。そのままズルズル行ったら通ると思われるのも良くないことですので。

議長 それでは、始末書をもろうということで、条件付きで許可をするということで良いですか。

委員 異議なしの声有り。

議長 それでは、このように事務処理をさせて頂いて、5番の案件につきましては、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 それでは、事務局お願いします。

事務局長 では、許可要件として、始末書の添付を求めます。

議長 以上で議案第28号の農地法第5条の規定による許可申請の審議を終了いたします。  
次の議案第29号農業振興地域整備計画の変更についてお願いします。

事務局長 江田島市農業振興地域整備計画書（案）につきましては、ページ数の関係で、委員の皆様には配布しておりませんが、中身につきましては事務局に備えておりますので、ご覧になりたい方は申し出てください。なお、今回の変更につきましては、農業用施設用地への太陽光発電設備の設置に伴う除外、分合筆に伴う地番変更、また、当初計画時の農用地設定の誤り等を職権により修正したものと、別紙1で添付させてもらっております計画書に三高ダム関連の事業について記述を追加したものです。個別の案件については説明を省略させていただきますが、ご質問等がありましたら、この度、計画書を作成しました江田島市産業部産業企画課の梅田課長補佐に出席をして頂いておりますので、ご質問等ありましたらお願いします。

議長 今般、農業振興整備計画の変更について、市長より農業委員会あてに諮問が出てきた訳でございますが、先ほど事務局長が説明しましたように、37ページには変更理由を掲げておりまして、こういう案件で、職権で事務処理をさせて頂いたので、これを農業委員会へ諮問を附すという経緯をたどって来たという訳でございます。この案件について、何かご意見、ご質問があれば質問してください。産業企画課の担当者が来ておりますのでお答えできると思っております。  
質問はないですか。良いですか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 では、一応審議は終わりましたので、この計画書は農業委員会としては異議が無いものとして、承認するという事で良いでしょうか。

委員 異議なしの声有り。

議長 では、そのように処理をさせていただきます。  
以上で議案第29号の審議を終了いたします。

5 協 議 事 項

議長 次は日程5になりますが、事務局から何かありますか。

事務局長 特にありません。

議長

他に無いようでしたら、総会は終了したいと思います。ご苦労さまでした。

総会終了

終了時間 15 時 38 分